

防整技第7369号
28.4.1
一部改正 防整技第18153号
29.12.20
一部改正 防整技第10622号
30.6.29
一部改正 防整技第1062号
令和元年5月22日
一部改正 防整技第8039号
令和3年4月28日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建築工事の構造設計について（通知）

標記について、関連文書に基づき、防衛省が実施する建設工事（ただし、整備工事及び提供財産保全工事を除く。）のうち、通信鉄塔を除く建築工事について、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 構造設計の実施においては、次に掲げる基準等を活用する。
 - (1) 建築構造設計基準 令和3年版(令和3年3月30日国営建技第21号)
 - (2) 建築構造設計基準の資料 令和3年版(令和3年3月30日国営建技第21号)
 - (3) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版(監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、編集・発行：一般社団法人公共建築協会)

- 2 既存壁式鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断においては、「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」(監修：国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、発行：財団法人日本建築防災協会)を活用する。

- 3 耐震診断(前項に係るものを除く。)及び耐震改修においては、次に掲げる基準等を活用する。
 - (1) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成8年版(監修：建設大臣官房官庁営繕部、編集・発行：財団法人建築保全センター)
 - (2) 2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説(発行：一般財団法人日本建築防災協会(国土交通大臣指定耐震改修支援センター))

- 4 鉄骨造の建築物の構造形式においては、梁間寸法がおおむね40メートルを超えるもの(大スパン構造)は、敷地条件等の特殊な事情によりやむを得ない場合を除き、原則として落雪を目的とした屋根を採用する。

- 5 この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

関連文書：防整技第7367号(28.4.1)

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長